

# 「被災者生活再建支援事業に基づく支援金の支給」について

## —半壊の被害を受けた世帯—

台風第19号により被災された世帯のうち、居住する住宅が半壊の被害（災害救助法に基づき災証明書による「半壊」の証明）を受け、住宅の「建設・購入」、「補修」、「賃借」に要した費用が発生した世帯に支援金を支給します。

### 1 支援金の支給

支援金は、補助対象となるもののうち、実際に要した経費（上限額あり）で、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

これらの再建方法3つの選択肢のうち、2つ該当する場合は、合計額ではなく、いずれか高い方の額が支援金の上限となります。

(例) 再建方法を当初「賃借」で支給（複数世帯：80万円、単身世帯：60万円）を受け、その後支援金の高い「補修」に再建方法を変更した場合は、「賃借」で支給した金額を差し引いた支給となります。（複数世帯：120万円－80万円＝40万円、単身世帯：90万円－60万円＝30万円）

#### 【上限額】

[被害の程度]	[再建方法]	[複数世帯]	[単身世帯]
半壊(※1)	建設・購入(※2)	200万円	150万円
	補修	120万円	90万円
	賃借(※3)	80万円	60万円

※1 「半壊」であっても、やむを得ず「解体」に至った場合は、本事業の対象となりません。別の制度での支援がありますので、お問い合わせください。

（問い合わせ先は、お住まいの地域の総合支所地域振興課（下記問い合わせ先）までお電話ください）

※2 賃貸住宅だった場合、借りていた部屋が再建不能で、やむを得ず引越ししなければならない場合に限り、「建設・購入」の対象となります。補修することにより暮らすことができる場合は、「建設・購入」の対象外となります。

※3 「賃借」の対象となる経費は、引越代、不動産仲介手数料、礼金で、家賃等は含まれません。

### 2 補助対象

別紙「補助対象について」をご覧ください。

### 3 申請から支給までの流れ

- (1) 支援金支給の対象となる方で、支援金を希望される方は、まずは、お住まいの地域の総合支所地域振興課（下記問い合わせ先）までお電話ください。必要書類を返信用封筒同封のうえ、個別に郵送でお送りします。

- (2) 同封の申請書に必要事項をご記入ください。
- (3) 申請書と必要書類一式を返信用封筒にてご返信ください。
- (4) 提出された書類を審査した後、交付が決定された場合、交付決定通知書を郵送でお送りします。その際、請求書と返信用封筒も同封しますので、請求書に振込口座等をご記入いただき、区に郵送にてご提出ください。
  - ※ 書類の提出があっても、該当しない場合は、交付決定通知書ではなく、該当しないことのお知らせをお送りいたします。
  - ※ 区に請求書が届いてからご指定の口座への入金まで、1～2か月程度かかります。

#### 4 必要書類

- (1) 世田谷区令和元年台風第19号災害による被災者生活再建支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
  - ※申請は、原則、住民票に記載されている世帯主が行ってください。
  - ※消せるボールペン、鉛筆で書かれた書類は、受付できません。
  - ※別紙、記入例をご覧ください、ご記入ください。

- (2) 住民票の写し（世帯全員で、続柄が載っていること）

※被災した時の住所が載ったもの。

世田谷区では、台風第19号の被害により、各種生活再建のための支援制度等の手続きに「住民票の写し」が必要な場合には、災害救助法に基づく「り災証明書」の提示により、令和2年11月11日（水）まで交付手数料を免除しております。

無料発行窓口：各総合支所くみん窓口、各出張所、各まちづくりセンター

- (3) 災害救助法に基づく「り災証明書」のコピー

※災害救助法に基づきり災証明書とは、世田谷区職員が2次調査として現地調査を行い、令和元年11月下旬から郵送しているもので、「災害救助法に基づきり災証明書」と表記されているり災証明書です。

- (4) 預金通帳のコピー（銀行、支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義の記載があるもの）

※キャッシュカードのコピーでも可（銀行、支店名、預金種目、口座番号、申請者本人の名義が確認できること）

- (5) 契約書のコピー（住宅の建設、購入、補修、賃借に要した経費を証明する契約書のコピー）

※契約書は、以下の内容が記載されていること

「契約金額が明記されていること」

「令和元年10月12日以降の契約日であること」

- 「契約者氏名と申請者が同一であること」
- 「施工場所が被災場所となっていること」
- 「工事の詳細の内容、金額の内訳が明記されていること」
- 「施工業者の名称、代表者の氏名、事業者の住所が明記されていること」
- 「収入印紙の貼付、割り印があること」

※被災時に賃貸住宅だった方で、別の賃貸住宅に引っ越した場合は、引越し先の新しい賃貸借契約書のコピーを添付してください。

(6) 領収書のコピー

- ※領収書は、以下の内容が記載されていること
  - 「契約書と同一の事業者名と社印であること」
  - 「領収年月日は、契約日以降の日付であること」
  - 「領収書の宛先は、申請者と同一であること」
  - 「収入印紙が必要な場合は、収入印紙の貼付と割り印があること」

(7) 【賃貸世帯のみ】

住宅の損壊により引き続き居住できなくなったことが確認できる書類（大家または不動産業者による証明）

## 5 申請期間

令和2年11月11日（水）まで

## 6 申請方法

支援金支給の対象となる方で、支援金を希望される方は、まずは、お住まいの地域の総合支所地域振興課（下記問い合わせ先）までお電話ください。必要書類を返信用封筒同封のうえ、個別に郵送でお送りします。

郵送で届いた申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類と一緒に同封の返信用封筒に入れて返送してください。

## 7 問い合わせ先

お住まいの地域の総合支所地域振興課

- 世田谷総合支所地域振興課 03-5432-2812
- 北沢総合支所地域振興課 03-5478-8000
- 玉川総合支所地域振興課 03-3702-1603
- 砧総合支所地域振興課 03-3482-1321
- 烏山総合支所地域振興課 03-3326-1202